

教育・保育施設等利用申込ガイド

1 認定区分

- (1) 教育認定(1号認定)：満3歳以上で、住所や就労状況等に関わらず利用を希望する児童が対象
- (2) 保育認定(2号認定)：満3歳以上で、就労等により家庭での保育が困難であり、施設での保育が必要な児童が対象
- (3) 保育認定(3号認定)：満3歳未満で、就労等により家庭での保育が困難であり、施設での保育が必要な児童が対象
※ 保育認定(2,3号認定)を希望する場合は、「保育の必要性の認定(支給認定)」が必要です。
父母等の就労状況等により、保育標準時間認定(11時間)と保育短時間認定(8時間)のいずれかに分類されます。

2 「保育の必要性の認定(支給認定)」

- (1) 申込児童の住所地において認定します。お住いの市町村に申請してください。
- (2) 申込児童の保護者(父母等)が、右ページの「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。
- (3) 教育認定(1号認定)を希望する場合、「保育の必要性の認定(支給認定)」は不要です。

3 保育料(利用者負担金)

- (1) 別紙「保育料基準額表」をご確認ください。
- (2) 保育料は、市町村住民税所得割額(以下、「所得割額」という。)を基に算定します。
4月分から同年8月分の保育料……前年度の所得割額を基に算定
9月分から翌年3月分の保育料……当年度の所得割額を基に算定
- (3) 転入した方については、所得課税証明書をご提出いただく場合があります。
- (4) 保育料の算定期間に海外に住所がある場合は、海外での収入を基に住民税を推計し、算定します。
- (5) 父母等が非課税で、同居の祖父母等が課税されている場合は、祖父母等の所得割額を算定に加えます。
- (6) 所得更正等、保育料の算定に必要な情報が変更された場合は、それに伴い再度保育料を算定します。
- (7) 未申告により、保育料の算定ができない場合は、最も高い階層区分の保育料となります。
- (8) 学年齢や「保育料基準額表」の年齢は、入所年度初日の年齢です。
※ 年度途中において誕生日を迎えても、保育料は変更されません。

4 申込みに必要な書類等

- (1) 宇多津町教育・保育給付認定申請書 兼 現況届 兼 保育施設等入所申込書(本書)
- (2) 保育を必要とする事由を証明する書類(「保育の必要性の認定基準表」を参照)
※ 教育認定(1号認定)を希望する場合は、不要です。
- (3) 個人番号(マイナンバー)提供書 兼 同意書
- (4) 重要事項確認書 兼 同意書
- (5) マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの
- (6) その他必要な書類

5 申込み内容を変更する場合

- (1) 申込内容に変更があった場合は、速やかに別途「宇多津町教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。
※ 支給認定の内容に変更がある場合は、保育を必要とする事由を証明する書類も併せて提出してください。

6 入所選考基準

- (1) 保育を必要とする事由及びその他家庭状況等を点数化した「選考指数」により、点数の高い者から決定(利用調整)します。
別紙「保育所等入所選考基準表」をご参照ください。

7 提出先・期限

- (1) 新規申込
 - ① 教育認定(1号認定) : 公立 ⇒ 希望施設 or 教育委員会学校教育課
私立 ⇒ 希望施設
 - ② 保育認定(2,3号認定) : 保健福祉課
- (2) 継続申込(現況届)
現在利用中の施設
- (3) 申込期限
利用希望月の2か月前の月末までです。(変更申請の場合は、前月の20日まで)
※ 必要な書類が全て揃っていない場合は、利用調整の際に減点となる場合があります。

8 問い合わせ先

〒769-0292

- 香川県綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場
- (1) 教育認定(1号認定)について ⇒ 教育委員会 学校教育課(北館2階) ☎ 0877-49-8007
 - (2) 保育認定(2,3号認定)について ⇒ 保健福祉課(本館1階) ☎ 0877-49-8003

●保育の必要性の認定基準表

保育を必要とする事由	詳細	保育必要量	利用可能期間	必要書類
就労 (予定)	月120時間以上の就労	標準時間	就労している期間	就労証明書
	月48時間以上120時間未満の就労	短時間		
妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育ができない	標準時間	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から出産後8週を経過する日が属する月の末日まで	母子健康手帳 ※表紙と分娩予定日が分かるページの写し
疾病・障がい	疾病・傷病による入院や療養、各種障害者手帳を保有する障害者等	状況による	証明書等の期間の開始月の初日から期間を経過する日が属する月の末日まで	医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
親族の介護・看護	親族の介護・看護のため、保育ができない(病院付き添い、自宅療養等)	状況による	証明書等の期間の開始月の初日から期間を経過する日が属する月の末日まで	申出書 及び 医療機関等証明書 障害者手帳の写し等
災害復旧	災害復旧活動のため、保育ができない	標準時間	必要な期間	申出書
求職活動 (起業準備)	求職活動(起業準備)により、日中の外出を常態とするため、保育ができない	短時間	入所日から3か月を経過する日が属する月の末日まで	申出書 及び 職安証明書等
就学・技能習得等	就学・技能習得等(職業訓練を含む。)のため、保育ができない	状況による	就学等の期間	申出書 及び 在学証明書 及び 時間割表等
DV・虐待	DV等からの避難のため、保育ができない	標準時間	必要な期間	事実を証明できる書類
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に既に利用している児童の継続利用が必要	短時間	育児休業終了日が属する月の末日まで	就労証明書

●保育施設等入所までの流れ

希望	時期	内容	詳細
新年度 4月	11月	申込受付開始	11月1日～2月末までが受付期間です。(11月中の申込者を優先)
	12月～1月	一次選考	11月申込分の選考を行います。
	2月中旬	決定連絡	内定の場合は内定施設から、保留の場合は町から連絡します。
	3月	二次選考・決定連絡	12～2月申込分の選考、決定を行います。(連絡は上記同様)
年度 途中	2か月前の月末	申込受付締切	申込を締め切ります。
	前月上旬～中旬	入所選考	入所選考を行います。
	前月下旬	決定連絡	内定の場合は内定施設から、保留の場合は町から連絡します。

●申込児童の利用希望

	種類	施設名	対象年齢	定員(人)	電話番号	延長 保育	預かり 保育	休日 保育	一時 預かり
公立	幼稚園	宇多津幼稚園	3～5歳児	1号: 190 2,3号: 0	49-0198	—	○	—	—
	保育所	中央保育所	1～5歳児	1号: 0 2,3号: 150	49-0206	○	—	—	—
私立	保育所	あおやま保育園	0～2歳児	1号: 0 2,3号: 60	41-1021	○	—	—	—
	認定こども園 (幼稚園型)	青山幼稚園	3～5歳児	1号: 50 2,3号: 70	49-0136	○	○	—	—
	認定こども園 (幼稚園型)	香川短期大学附属幼稚園	3～5歳児	1号: 110 2,3号: 70	41-0500	○	○	—	—
	認定こども園 (幼保連携型)	平山こども園	0～5歳児	1号: 15 2,3号: 80	49-0851	○	—	—	○
	認定こども園 (幼保連携型)	わかくさこども園	0～5歳児	1号: 15 2,3号: 125	49-3011	○	—	—	—
	認定こども園 (幼保連携型)	わかくさ北こども園	0～5歳児	1号: 15 2,3号: 126	59-9671	○	—	—	—